

第24期第12回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和3年6月7日(月曜日) 13:30～14:35

(2) 会議の場所 合同庁舎3階 会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第10番	古川一豊
第2番	岡田充	第11番	高橋征三
第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	村上壽一	第13番	曾我部英敏
第5番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第6番	寺尾俊行	第15番	土岐若水
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第18番	松木ワカ子
第9番	宇野賀津美	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	安藤育雄	第8番	藤田隆
第3番	加藤宏司	第9番	田坂健次
第4番	岩崎紀生	第10番	眞鍋哲哉
第5番	小野義尚	第11番	竹林義孝
第6番	井下八郎	第12番	小泉禮造
第7番	高橋眞次	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員 3人

農業委員 第17番 渡邊勝俊

推進委員 第1番 岡田悦明

推進委員 第13番 高橋秀実

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	主幹	近藤明美
農地係長	松本聡	農政係長	谷口恭子
主任	井上貴清	会計年度任用職員	齊藤麻里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 人・農地プランについて



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人、推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしくお願ひします。

藤田会長

皆さん、こんにちは。本来であれば事務局の前の5階大会議室というようなことですが、ちょうど今コロナ対策で会場が塞がっております。狭い中での総会となりますが、御理解をいただきたいと思います。これから夏ということになっていくのですが、今、コロナの感染で皆様方の御理解のもとで新居浜市も今感染者がいないという、県下でも昨日はゼロというようなことで、皆様方の御協力もありまして今のところについては上手くいっているのではないかと、そういった中で我々委員さんの中で後期高齢者に近い方、後期高齢者については、コロナのワクチン接種もなかなか予約が取れないというようなこともありましたが、今はネットでも予約ができるようになったりこの間から全国の高齢者、今日の7日に65歳以上までに全て接種券を配布するというところで、上手く予約ができて、接種して、皆さん気分的にも

楽になるのではないのかなど、そういった中で厳しい世の中でございますが農業委員会活動に合わせてよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、ただいまから第12回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、第1号から議案第4号までとなっております。

農政関係は「人・農地プランについて」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において小野 春雄委員と曾我部 英敏委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いたします。

それではこれより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田4筆、合計面積3,015㎡でございます。

2ページをお開きください。

56番の(1-1)さんから58番の(1-3)さんまでの3件でございます。期間につきましては、2年10か月間が2件、3年10か月間が1件。利用権の種類は、使用貸借3件で、全てが新規設定となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること並びに全部効率利用要件及び常時従事要件が認められること

の各要件を満たしております。御審議よろしくお願いたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、56番から58番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、12番から14番までの3件でございます。4ページをお開きください。

まず、12番、田の上二丁目、田1筆、面積972㎡、譲受人は(2-1)さんです。

譲受人は現在、申請地を含めた3反ほどの農地を家族で耕作しており、これまで譲渡人から借り受けていた耕作地の所有権を取得する目的で、農地法第3条による申請書が提出されました。申請地は、これまでも譲受人が耕作をしており、農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺農地への影響についてはないものと思われます。なお、許可後は引き続き水稻の栽培を予定しております。

次に、13番、大永山字山根、畑3筆、面積3,142㎡、譲受人は(2-2)さんです。

譲受人は、今回、新規に営農を開始するに当たり、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請書が提出されました。申請地の周囲は山林化しており、果樹の栽培に

よる周辺農地への影響については特段ないものと思われ
ます。

なお、許可後は果樹、具体的にはみかん、お茶の栽培を予
定しております。5 ページを御覧ください。

1 4 番、萩生字旦ノ上、田 1 筆、面積 6 9 m²、譲受人は
(2-3) さんです。

譲受人は現在、5 反ほどの農地を家族で耕作しており、
今回、経営規模の拡大を図るため、申請地を取得する目的
で、農地法第 3 条による申請書が提出されました。申請地
は、整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、
周辺への影響についてはないものと思われ
ます。

なお、許可後は季節野菜の栽培を予定しております。

以上 1 2 番から 1 4 番までのいずれの案件につきま
しても、議案書及びお手元に配布いたしております調査書に記
載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えております。

御審議よろしくお願
いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明に
つきましては、1 2 番は岩崎 紀生委員から、1 3 番は地元
委員であります高橋 秀実委員が欠席のため事務局から、1
4 番は竹林 義孝委員から、それぞれ報告をいただきます。
まず岩崎委員をお願いします。

岩崎委員

議案第 2 号 1 2 番について報告いたします。5 月 1 1 日
に譲受人 (2-1) さんから申請地の状況等の聞き取りを
行いました。現在は耕作されていないが、耕起等の農地と
しての管理を行っており、隣地との境界も明確であること
から、周辺の影響についてはないものと思われ
ます。今後は稲作の栽培を予定しているとのことです。また、譲受人
(2-1) さんは昨年 7 月の改選前までは推進委員を歴任
されており、耕作意欲がありそして、地域との調和要件も
問題ないと思われ
ますので、許可しても支障ないと思いま
す。御審議の程、よろしくお願
いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。
次に事務局お願いします。

藤田事務局長

高橋委員が欠席のため事務局の方から御報告をさせていただきます。委員さんの方から報告書をあらかじめ提出していただいております。申請地は、現在耕作はされてはおりませんが、木の伐採、整地等の管理をされており、いつでも果樹園等で耕作できる状態でございます。譲受人は耕作意欲があり、取得後は両親も農作業に従事する予定と聞いております。また、取得農地の整地用の機械も所有しており取得後の耕作による地域への影響も特にないと考えております。御審議よろしくお願ひいたします。

藤田会長

ありがとうございました。
次に竹林委員お願いします。

竹林委員

申請地は現在耕作されておりませんが、いつでも耕作できる状況でありました。昨年、相続されたとありますが、譲渡人はあまり耕作意欲がないということでありました。また、申請地は譲受人の自宅に隣接しておりまして、農地の拡大も合わせて、耕作意欲もありまして季節野菜の栽培を予定しております。地域との調和要件も問題ないと思われまますので許可しても支障がないと思います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

藤田会長

ありがとうございました。
以上、12番から14番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。はい、安藤委員。

安藤委員

12番なのですけど、面積異動なし（小作地の自作化）と書いているのですけど、小作権の解除とかそういう書類は出ているのでしょうか。

井上主任

小作人が購入する場合は、そのまま解除をやらずに、自作化という形で書類は可能です。

安藤委員

要らないのですか。昔はいったん戻して買うというような感じではなかったですかね。

井上主任

小作人が直接買う場合は、いったん戻す必要は特段ない

です。

安藤委員
藤田会長

はい、分かりました。

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。6ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は2件です。

7ページを御覧ください。

5番、萩生字本郷、田1筆、申請人は(3-1)さん。内容は、自己住宅71.21平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

6番、新須賀町二丁目、田2筆、申請人は(3-2)さん。内容は、露天駐車場及び進入路、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

以上5番及び6番のいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしくをお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、5番及び6番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。8ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は13件です。

9ページを御覧ください。

80番、宮原町、畑2筆、譲受人は(4-1)さん。内容は、自己住宅72.43平方メートル、一体利用地として、宅地213.43平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

81番、楠崎一丁目、畑2筆、譲受人は(4-2)さん。内容は、自己住宅105.20平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

82番、萩生字治良丸、畑1筆、譲受人は(4-3)さん。内容は、自己住宅85.29平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

83番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は(4-4)さん。内容は、自己住宅59.62平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

84番、政枝町二丁目、畑2筆、譲受人は(4-5)さん。内容は、自己住宅99.78平方メートル、農地区分はその

他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

85番、宇高町一丁目、田1筆、譲受人は(4-6)さん。内容は、自己住宅129.18平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

11ページを御覧ください。

86番、下泉町一丁目、田1筆、譲受人は(4-7)さん。内容は、自己住宅125.45平方メートル、一体利用地として、転用許可済の田157平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

87番、船木字元船木、畑1筆、譲受人は(4-8)さん。内容は、自己住宅63.34平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

88番、長岩町、田1筆、譲受人は(4-9)さん。内容は、事務所兼作業所1棟385平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

12ページをお開きください。

89番、船木字元船木、畑1筆、譲受人は(4-10)さん。内容は、自己住宅69.56平方メートル、農地区分は昭和40年から41年にかけて土地改良事業である圃場整備事業が実施されたため第1種農地と判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

第1種農地については、原則転用はできませんが、一部例外で許可が認められており、今回の事案につきましては、

農地法の運用基準にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

また、代替性の要件についても、土地の選定理由などにより第1種農地である本申請地以外に目的を達成できる土地がないと認められることから、今回の転用申請についてはやむを得ないものと判断しております。

90番、光明寺一丁目、田1筆、譲受人は(4-11)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は賃貸借権で期間は20年です。

91番、角野新田町一丁目、畑2筆、譲受人は(4-12)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は賃貸借権で期間は20年です。

13ページを御覧ください。

92番、庄内町三丁目、田1筆、譲受人は(4-13)さん。内容は、宅地分譲2区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

以上、80番から92番のいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、80番から92番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、曾我部委員。

曾我部委員

お尋ねしたいのですが、転用事業で自己住宅がよく出てくるのですが、この自己住宅の面積というのは1、2階

の床面積ではなくて建築面積で出ているのですかね。

井上主任

はい、こちら建築面積を記載しております。

曾我部委員

もう一点は太陽光、この場所でもいろいろ言われるのですが、賃貸借20年で太陽光となっているのですが、貸し手と借り手の20年後に太陽光の設備を除去する契約までやっているのでしょうかね。農業委員会はそこまで分からないと思いますけど。

井上主任

今は、経済産業省で撤去費用の積立まで必須となっておりますので、その時点についてはこれから分については問題ないと思われま。

曾我部委員

そのようにできているんですね。以上です。

横井委員

本当に出来ているのですか。

井上主任

今までの分も積立金からみるという話は聞いております。

藤田会長

また、改良区で意見書を出す時に横井委員さんが心配されることがあったら確認をしてください。よく言われる事業所、会社が無くなったとなると、今の法律の基では自治体が全ての面倒を見ると、産業廃棄物で香川県の豊島でもありましたように、その自治体が全部やったという、これから進んで行くとそういったことについても法が整理されるかもしれませんが、今のところは自治体がというようなどころになっていると。

横井委員

ちょっと納得いかないのが、不動産屋と会社を作っている、その不動産屋が話を持っていったら次の不動産屋に移っているのですよ。そんな話で経済産業省通すのですか。転売になるのかな。

井上主任

売電事業者が変わる場合には承継手続が必須になっていきますので、そこら辺は経産省も把握はできていると思いま。

横井委員

ここを通して判子を押してきているので、私がグズグズ言うのはそのことよ。ここを通さないとできないのでしょ。

井上主任

ここで審議できる内容というのもあくまで農地法で許可

ができない理由というところでしか農地法の縛りがない訳ですから、農地法に載ってこない以上は許可せざるを得ないのかなと、許可相当として意見を上げざるを得ないのかなというところですね。

横井委員

我々素人ですから、建築物、ソーラーでもいろいろあるではないですか。できてしまうと終わりなのですよ。ただ、口約束みたいなもので。

井上主任

その辺りは改良区さんの意見書を書く段階で農地への影響というのを書いたりしてもらわないと、この場ではそれ以上のことは難しいかと思います。改良区の意見書で何かしら書いていただいていたならそういったこともあるかもしれませんが、改良区の意見書上どうしても、特段意見なし、問題なしという形で書かれている以上は農業委員会事務局としても農地法上の周辺農地の影響というのもそこで担保されるという形になっておりますので、それ以上の意見を付けることは難しいかなというところですよ。

横井委員

今までに改良区に条件などはなかったのですよ。

井上主任

意見書の中に書く場所はありますので。

横井委員

大まかに迷惑をかけないなどの話があったとしても、もうできあがってがってしまったら終わりなのですよ。

井上主任

あと、計画の段階で改良区さんによっては立ち合いとかもしてもらってありますし、法律上縛られていないものなので、この話になると今度、電気事業法とかそちらの話になってくるので、経産省が認定されているということはそこは通っている計画内容ということですよ。

横井委員

それともう1つ、経済産業省へ勝手に他人の土地を登録しているのになぜ、取消しができないのですか。

井上主任

その点については、今の時点ではそういうトラブルが多かったので、逆にはなっています。事前の認定というのもあくまでも土地の所有者の承諾はあとで必ず取るよ

うにという条件は付いてますので、そこをもって所有権移転をさせろというところがあれば逆に経産省の方に言っていたら指導の対象にはなってくると思います。

横井委員
井上主任

個人で言っても取消しが効かないのですよ。

取消しというよりも、認定があくまで先になるだけで、あとの個人間の民民のやり取りというのは承諾はそこで得ないといけないものになります。認定が先にとということだけなので、その他の売買の契約が上手くいかなければもちろん認定のところも合わせてないものになると思うのですが、その認定を先に消せというのはおそらく難しい話だと思います。

藤田会長

こちらで審議できるのは農地法に係ることですので、特にそれが転用されることによって他の農地でもそうですけど、周辺の農地にどのような影響を及ぼすか、そのことについてそれだと許可ができないというようになればというようなことなので、ここに出してくる以前に改良区が意見書を提出するわけです。意見書についてそこできっちりということですので、よくいわれる横井委員さんも心配されるのですが、もしこれができてきた時にどうなるのか、これが通っていったら今度は農地ではなくなりますから、我々知らないと言えませんが、そこで繋がりが変わってきますから、宅地になってきますから。地域での業者さんとの話というのは事務局が話しているように、ここでは農地法にかかることでしか意見を言ったり審議ができませんので。転用等についてもそれぞれの改良区の中でいろいろ審議をして、意見書を出していると思いますので、その辺を気を付けておくというのもこれから必要なことではないかなと思います。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を

決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これもちまして暫時休憩いたします。なお、14時05分から総会を再開いたします。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「人・農地プランについて」を議題といたします。本日は、経済部農林水産課から担当職員をお招きし、講演をお願いしております。御紹介させていただきます。石川副課長です。

農林水産課

石川副課長

農林水産課石川 貴弘です。よろしくお願いいたします。

藤田会長

山口主事さんです。

農林水産課

山口主事

農林水産課山口 優芽です。よろしくお願いいたします。

藤田会長

それでは、説明をお願いいたします。

農林水産課

山口主事

本日、人・農地プランについてについて説明させていただく農林水産課の山口です。よろしくお願いいたします。まず、私の方から人・農地プランとは何か、実質化とはどういったことかについて説明させていただき、その後に質問等の時間をとりたいと思います。皆さんお手元に資料はございますでしょうか。2枚組でお配りしております。1枚目は人・農地プランについてと書いた表

面のみのも、2枚目は両面印刷のものです。この資料に沿って説明させていただきます。

初めに、なぜ今人・農地プランの実質化が必要なのかということですが、これまで地域の農業を支えてこられた方達は、地域の徹底した話し合いにより、圃場整備、機械・施設の導入、地域の共同活動などに取り組み、地域の農業・農地を守り、発展させてきました。一方、こうした方達が高齢化する中で、これからの地域の農業を担っていく世代が効率的な農地利用やスマート農業を行うための農地の集積・集約化を進めていくには、待ったなしの状況です。地域の皆さんがこれまで築きあげてこられた地域の農業・農地を引き継いでいくためにも、人・農地プランの実質化に取り組んでいく必要があります。資料1枚目の人・農地プランとは、というところから説明させていただきます。人・農地プランとは、簡単に説明しますと、農業関係者が話し合いを行い、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化して取りまとめたものです。平成24年に開始され、農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段として位置づけられています。また、人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「設計図」のようなものです。人の問題とは、担い手の不足や高齢化で、また、農地の問題とは、耕作放棄地の増加や農地集積の障害等のことです。農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な農業を実現するためには、これらの問題を解決していく必要があります。地域の皆さんの話し合い等によって、今後の地域の中心となる経営体、農業者はだれか、また地域としてどのような農業を目指していくかなど、5年後、10年後を見据えて作成したものが人・農地プランです。この人・農地プランにつきましては、新居浜市内ではJAの旧支所を基本の単位として、本所、金子地区、高津地区、垣生地区、神郷地区、多喜

浜、大島地区、船木地区、泉川地区、大生院地区、角野・別子山地区、中萩地区の10地区において、平成24年度と平成25年度で作成されました。当初のプラン策定から8年が経過し、実態に見合っていない地区も多くなってきたことから、今後の話し合いにより、集落ごとの耕作者の現況や、今後の農業の担い手と農地の出し手を把握するとともに、将来の農業の在り方を決めることで人・農地プランの実質化を図るものです。

次に、実質化された人・農地プランとは具体的にはどのようなものかという点、①アンケートを実施していること。人・農地プランの作成に取り組む地区の相当部分について、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること。②現況把握。対象地区において、アンケート調査や話し合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や、後継者の確保の状況が地図により把握されていること。③中心経営体への農地集約化に関する将来方針の作成。以上3つが主な要件です。①のアンケートについては、農業委員会が実施する意向調査と合わせて実施済みです。②の現況把握については、各地区の認定農業者の方・認定新規農業者の方・農業委員さん・農地利用最適化推進委員さん・市、農業委員会、JAなどの関係団体が参加し、地図をもとに話し合いをしていきます。

現在実質化が完了しているのは、令和3年3月に話し合いを実施した神郷地区・船木地区の2地区で、今後残りの8地区についても7月以降に新型コロナウイルスの感染状況をみながら話し合いの開催を予定しています。

資料2枚目の、農業者のみなさんへ、と書いてあるこちらは市から農業者さんへ話し合い時に配布しているチラシです。

次に、人・農地プランを実質化させることのメリットについて御説明させていただきたいと思います。新居浜

市においては主に3つのメリットがあります。一つ目は農業次世代人材投資事業の実施できることです。農業次世代人材投資事業とは、細かい要件等は省きますが、新たに独立・自営で農業を始める50歳未満の農業者に対し、年間最大150万円を最長5年間交付できる事業です。新居浜市でも、概ね年間一人程度の採択者がおり、新規就農者が定着するうえで本事業が実施できるメリットは非常に大きいものと考えております。二つ目は農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置です。これは、実質化された人・農地プランに位置づけられた認定農業者が農業経営基盤強化資金を入れる場合に、貸付当初5年間の金利負担が実質無利子化されるものです。これも、非常に大きいメリットであると考えております。三つ目は担い手総合支援事業の認定農業者機械施設整備事業が受けられることです。この事業は、認定農業者が地域の農業の発展を目的とした、機械・施設の購入の際の事業費を県と市で補助するというものです。補助率は県が1/3以内となっており、機械購入の際には、大きなメリットになります。人・農地プランの実質化によるメリットは他にも多くありますが、逆に言えば人・農地プランの実質化が無ければこれらの支援を受けることができません。また、来年度からは人・農地プランの実質化を行っていることが、必須要件となる事業もあることから、今年度中には必ず全地区で実質化を完了したいと考えております。このように、人・農地プランは地域の農業を進める上での非常に重要なものとなっておりますので、今後予定している話し合いにおいても農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にも御協力をお願いいたします。以上で説明を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

藤田会長

ありがとうございました。何か御質問等はございましたか。神郷地区と船木地区について人・農地プランの実

質化に向けてということでお話をされたのですが、メンバーが揃っていないと、担い手とか関係者などが揃っていないと話し合いにならないし、実質化から実行に向けて取り組んでいかななくてはならないのですが、まず人・農地プランというようなことについて担当課であります農林水産課の方からお話をしていただいたのですが、今のお話を聞いて何か御質問等はございませんか。はい、加藤委員。

加藤委員

話し合いということなのですが、メンバーはどういうように設定したり集めようとされているのですか。

農林水産課

山口主事

その地区の認定農業者方や認定新規就農者方を呼んで、あとは、JAや市、農業委員会、農業委員、農地利用最適化推進委員に来ていただいてその地区の課題とか、農地の出し手の方の意見などを取りまとめていただいて話し合いをしていただくようになります。

加藤委員

今、新規でされている方、認定農業者に限られているのですよね。今から始めようという方を入れていかないと、地区でこういうことをしますという案内とかがないと現状の人達だけが集まったって、実際に今やっているわけですから、広げようと思ったら今地域で認定農業者になっていない人をある程度集めてもらって、今後増やしていかないといけない、そういう媒体を何かで知らせる方法とかを考えていただかないと現状の人を呼んでも広がる可能性は少ないので、その辺は考えていただきたいのですけど。

農林水産課

山口主事

藤田会長

分かりました、考えます。ありがとうございます。

他にございませんか。なかなか、今お話を担当課の方で言われますけど今、加藤委員さんも言われていましたけれども、まずは、そういったことでいろんな事の話し合いをJAの職員であるとか、農業委員会であるとか、

我々農業委員、推進委員とか分かるのですが、その中でも担い手としてやっていただける人もいるのですが、まずはそういった方、貸したい農地はいっぱいあるけど、できるという人、特に新居浜市は認定農業者が極めて少ないと、それに準じる方が中にもいらっしゃいますけど、非常に厳しい状態の中でそれを実行に向けていろいろ加藤委員さんも心配をされていましたが、こないだの神郷地区、船木地区の方でも話し合いにメンバーが揃わなかった。これからいろいろ話し合いをしていくのですが、昼ではなく夜だったら人が集まってくれるという可能性はありますか。それと、いろんな事をしていく時に大きい地域、神郷地区も楠崎の方から上郷の方まであると、船木でも大久保の方や国領の方とか高祖の方とか、もう少し中で割ってでも、皆さんが主になって地域のところがよく見えてくるのではないかなと思ったのですけど。その辺について皆さんどう思われますか。

村上委員

農繁期は避けた方がいいと思います。冬とかやっぱり昼間でしょうね。

藤田会長

特に今年は去年からコロナの影響で年度末されたということで、非常に厳しい中で取り組まれたのではないかと思いますのですが、これで徐々にワクチンを接種されたり、やっぱり世の中が落ち着くのは寒くならないと年末ぐらいにならないと先が見えて来ないじゃないかなと、いろんな所で話し合いをするのに今、村上委員さんが言われたように農繁期は避けて、コロナの影響がないような中で取り組んでいくと、それを、大きい地区を細分化というのを担当課はどう思われているのでしょうか。

農林水産課

石川副課長

船木であれば、例えば5つ、6つで分かれてしようかという話もあったのですが、そこは農業委員さん、推進委員さんが来ていただければ船木の地域の一体の耕作放棄地であるとか、ここが空いているとか、こういう方が

貸してほしいよというのが分かりますので、そこは10地区でできるかなと、農家さんを集める方法については加藤委員さんも言われたように中心経営体で話をするという頭があったのでどうしても認定農業者とか新規担い手さんを中心に考えていったのですが、農林水産課で把握している、それに準じとる者、あまりに農地だったらあの人も、この人もでは5年、10年、20年後その農地は続いていかないの、やはりここにおられる皆様だったり、中心経営体に位置付けられている方にもっともっと集約、集積していく考えはずっとあります。その方の増やしたい人が1人でも居れば当然会には参加してほしいし、私どもは手紙を送っただけで、参加はしなかったという事例もあったので、事前に電話等もして必ず参加してくださいというのは今後の地区にはやっていきたいと思っています。時期的については、コロナが落ち着いて、ワクチンがある程度打つような時期で10月末とか11月くらいには準備をして年内から開始したいと考えております。

藤田会長

これに関連して何でもいいのですが、他にございませんか。はい、塩見委員。

塩見委員

年末に農地台帳調査をしたではないですか。後継者がいないとか、5年後、10年後のアンケートを一応取ったのですが、それはまとめられているのですかね。

近藤主幹

農地台帳の年末に行った分なのですが個々の辞めたいとか、兼業中心とかそういう意向については今のシステムには入力しておりますが、その地域での集計はしてないです。

塩見委員

それを、地域でした方がもっと分かりやすくなると思うのですが。

藤田会長

いずれにしても、いろんな調査をしたりしたデータを基にしていろいろ細かく地域でそれが見えると、我々もいつまでもこういう立場ではないと、変わっていかなく

てはいけない、そういったことで地域農業、新居浜農業を守っていくには誰かの方にやってもらわないといけないから、当然そういうことについてはデータをまとめて残していかないと、今、塩見委員さんが言われるようになかなか続いて行かない、話もできにくい、皆さん方が地域でだいたい把握していただいたらありがたいのですが、難しいだろうと、それでも結構皆さん地域であればよく農地の実情、担い手というか、我々も話しをするのですが、これから5年間は何とか見ると、その次の5年間は分からない。本当に人口も減って行く中で不耕作地が結構増えてくるという、保全管理で何とか維持をしてくれているのですが、いずれにしても農業であがる生産物が、価格が低いからなかなか皆さんが前を向いていかないというのが一番大きな問題ですが、それを言っていたら何も前にできませんから、新居浜市に住んでいる人達の生命維持の食材を供給するというような志で広く取り組んでいってもらわないとなかなか厳しい。ですが、これからの若い方にこれを仕事にやってほしいとか、担い手の方に事業拡大してやってほしいとか言っても厳しいところもあると、その辺のところも含めて地域の中で地域の特徴もあったりする農地の状況であったり、整備状況であったり、皆様方が一番状況も把握されているし、これからも担当課の方でもお話しながら各地区で進めていかななくてはと思います。

村上委員

遊休農地を耕作したらと言いたいのですが、我々の地区は鳥獣被害があるのでそこに力とお金を入れてまで作ってとはよう言えない。自分でも毎年、10万余り鳥獣被害対策、何をしているか分からない。だけど自分のものだからしているだけのことであって、それでもまだ、やられますからね。子供に作れとは言えないです。そういうこともやっぱり作れ、作れではなく、もう少し対策してもらいたいです。

藤田会長

小野（春）委員

はい、小野委員さん。

いろいろの貸し手、借り手、話し合い等で進めていかれているようなのですが、やはり、耕作放棄地が増えるということは高齢化とかいろいろな要件は確かにあるのですが、いろいろなほ場を見てもやはり、放棄地になるのはほ場の条件が悪いのが多いですよ。例えば、軽トラとか農業機械が通れないとか、そういった悪条件を整備するような対応で、人・農地プランでこのほ場を誰か作ってもらえませんかという条件を示さないと、今の若い人は特にここをお世話してもらおうかということなどは難しいと思います。それと、今現状の差額の中では貸し手の方にも一反につきいくらか賃料が入っているはずなのです、そしたら借り手の方もやはりそれに相当するくらいの耕作賃料ですか、そういったものを掲示しないとなかなか人・農地プランの発展も厳しい面もあると思うので、改善の1つとして考慮してほしいと思います。

藤田会長

小野委員さんにご指摘されたことですが、賃料のことですけれど国の方で農地中間管理事業の中でいろいろ言われるのですが、新居浜市は中間管理事業には該当しない。ほ場整備にしても、稲を10ヘクタールから5ヘクタールになったのですけれども、新居浜市の中で経済部の中での独自のほ場の整備という事業を、利用者負担をしながらやっていくという独自のプランを、市長さんにもお願いをして、とにかく新居浜市はそういったところで非常に厳しい、苦しいところです。中間管理事業も該当しない。それと、村上委員さんが言われるような有害鳥獣の被害、特にイノシシ、シカまではよかったです。今はサルですから。人間と知恵比べでそれでもなかなか、イノシシやシカは柵をしたら何とか防げますが、サルはそれですら越えてくるというようなことですから、その辺のところについてまた、これから国の進め方とか、

市独自の進め方の中で担当課と知恵を絞っていただいたらと、耕作者もいろいろ事業者負担、全てではないのですが出していただかなければならないし、特に農地だけではなくて一般市民に有害獣の危害の恐れがあって、行政として今でも担当課が取り組んでくれてますけど、それをもっともっと強化していかなくてはいけない。猟友会の皆さんと一緒にやって対処をしないといけない。悪いところばかりの積み重ねみたいなのですが、そういった中で今までやっている所を少しでも農地を守っていく、農地を守るということは環境保全という大きなものに繋がっていきますので、新居浜市も残さなくてはならない農地と、どうしても厳しいという農地のすみ分けも必要になってきた、これも実行に向けて話し合いの中でも考えていかなくてはならないことだと思います。大本に平成25年頃に農林水産課の方でやってくださったのですが、実際我々農業委員として人・農地プランについて説明はあったが現実感がなかった。県の農業会議の方から農業委員と農地利用最適化推進委員という新しい制度を導入して、そういった耕作放棄地を1枚でも少なくしましょう、そういったことでいろいろ利用するというので、人・農地プランを合わせてやって行きましょうということ、皆さんに以前にお話したように、1・1・1運動と1筆でもいいですので、解消に向けて取り組んでいただきたいということで、全てが繋がってくるのですがそういった中で取り組んでいかなければ避けて通れない。担当課もコロナの影響もありますから、寒くなる頃から実行したいということですので、船木と神郷は一度終わったのですが、メンバーも揃ってないということで、また行うということもいいのですが、他の地域についても取り組んでいきたいということでございますので、皆さんも御理解と御協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ありがとうございます。事務局から事務連絡をお願いします。

谷口農政係長

農地パトロールについて、説明します。農地法第30条第1項で、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況調査を行うことが定められておりますので、今年度も農地パトロールを実施します。

調査方法につきましては昨年と同様、担当地区の調査票と地図をお配りしますので、担当地区を事務局職員と一緒に回っていただきます。

総会資料とお配りしました令和3年度農地パトロール班分け表をご覧ください。表の上部に赤字で書いておりますとおり、パトロールは、7月6日(火)から8月31日(火)の間に実施したいと思います。班分けについては、昨年度の実績を基に作成しておりますので、変更する場合等はお知らせください。また、現地調査をする日程、集合場所を決めていただき、決まり次第、お知らせください。なお、公用車や人員の関係で、複数の班が同じ日程を希望された場合は、調整させていただきますので御協力をお願いします。

調査票及び地図につきましては、7月総会時にお配りし、説明させていただきます。委員の皆様には、お忙しい時期ではありますが、よろしく願いいたします。

藤田会長

本日は、お忙しい中、農林水産課石川副課長、山口主事さんには、新居浜市農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第12回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員